



2024年2月14日

各位

会社名 株式会社ラックランド
代表者名 代表取締役社長 望月 圭一郎
(コード番号：9612 東証プライム)
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 健太郎
(TEL：03-3377-9331 (代表))

特別調査委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、特別調査委員会の設置について以下のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

株主をはじめ投資者の皆様、お取引先及び関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

1. 特別調査委員会設置の経緯

当社は、2023年8月23日から東京国税局（以下「国税当局」といいます。）が実施している当社の2020年12月期から2022年12月期までを対象期間とした税務調査の過程において、2023年12月21日、国税当局の指摘により、当社代表取締役社長である望月圭一郎が接待交際費等として精算申請を行った費用（以下「本件接待交際費等」といいます。）の一部について、科目処理の誤り等の不適切な会計処理の疑いが生じたため、当社管理本部による調査及び国税当局との協議を進めておりましたが、2024年1月30日、より客観的な調査を行うため、当社監査等委員である取締役の中山礼子及び森幹晴弁護士（東京国際法律事務所）による社内調査チームを組成し、かかる不適切な会計処理が発生した経緯や原因、当社の内部統制体制、当社の2023年12月期及び過年度（2019年12月期から2022年12月期）の連結財務諸表等に与える影響等に関する調査を行ってまいりました。かかる社内調査の結果、本件接待交際費等の一部について、当社代表取締役社長が精算申請時に申告した情報に事実と異なる内容が含まれていたこと等（以下「本件事案」といいます。）が判明し、当社代表取締役社長がかかる精算申請を行った経緯等の事実関係及び当社の2023年12月期及び過年度の連結財務諸表等に係る影響額の正確な把握が不可欠となる事態に至りました。

当社は、このような事態が生じたことを極めて深刻に受け止め、本件事案に関する徹底した事実調査を実施するため、本日開催の取締役会において、当社から独立した中立かつ公正な外部専門家のみで構成される特別調査委員会を設置することを決議いたしました。

2. 特別調査委員会の目的（委嘱内容）

- ① 本件事案の事実関係の調査
- ② 本件事案に類似する事象の存否及び事実関係の調査
- ③ 上記①及び②の調査で確認された事実に関する原因究明及び再発防止に向けた提言

3. 特別調査委員会の構成

委員長：森 幹晴（弁護士、東京国際法律事務所）
委員：松本 はるか（弁護士、東京国際法律事務所）
委員：坂本 亮（公認会計士・税理士、坂本亮公認会計士事務所）

4. 連結財務諸表等に与える影響

本件事案が当社の業績に及ぼす影響については、現在のところ明らかではありませんが、判明次第速やかにお知らせする予定です。

5. 今後の対応について

当社は、特別調査委員会による調査に対して全面的に協力し、早急に調査を進めてまいります。

また、特別調査委員会の調査の途中で開示すべき事項があった場合には、速やかに公表するとともに、特別調査委員会による調査結果につきましては、調査報告書を受領次第、速やかにお知らせする予定です。

以 上